

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成27年10月13日（平成27年（行情）諮問第615号）及び同月27日（同第637号）

答申日：平成28年5月26日（平成28年度（行情）答申第84号及び同第85号）

事件名：被収容者の処遇についての「指示等」（特定年度 特定刑事施設）の一部開示決定に関する件

事件名：被収容者の処遇についての「指示等」（特定年度 特定刑事施設）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1及び2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月11日付け大管発第921号及び同年9月10日付け大管発第1074号により大阪矯正管長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定について、その一部の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書（諮問第615号）

不開示とした対象の、「性向」「特質」「心身状況等」「処遇状況及び留意事項等」「特定被収容者に応じて定めた個別の具体的な処遇基準及び居室内所持物品に係る品名」「許否状況」については、個人情報ではなく、他の開示される情報と結合しても特定の個人を識別することができないものである。

特定の個人を識別されない以上、個人の権利利益を害するおそれは、発生し得ず、情報公開法1条名記の「諸活動を国民に説明する責務」「国民の的確な理解と、批判のもとにある公正で民主的な行政の推進」のために、開示不可欠な情報であることは、明らかである。

(2) 審査請求書（諮問第637号）

不開示決定（大管発第1074号，平成27年9月10日付）とした部分のうち，法的地位，性向・特質・心身状況等，処遇状況及び留意事項等，具体的言動，契機心情，経過及び特殊性に係る情報等，特定被収容者に応じて定めた個別な処遇基準については，不開示にすることは，相当ではなく，開示せよ。

政治的及び市民的権利に関する国際規約第6回，第5回政府報告審査，第2回拷問禁止条約の政府報告審査において，日本国政府が，閉鎖的刑事施設での人権侵害予防の点から，「開示する」と政府が答弁している内容であること。

とられた対応が，合法か，許される範囲か，外部の視点でチェックされる必要があるのは，グローバルスタンダードでは，常識である。国連のホームページを見てみればいい。

(3) 意見書1（諮問第615号）

ア 法務省は法5条1号本文前段を主張する。

イ 申請者が具体的に請求した特定刑事施設では，処遇要領を定められた者の居室の扉，または，扉直上の一番目立つところに，「特定行為禁止」「所持可能物品名」及び「それらが居室内に入っているかどうか」のマグネットプレートが作成され，周知（1フロアの特定名程の他の収容者は知ることとなる）を行っている。公開している。

理由説明書の理由は，空疎な机上論であり，失当かつ禁反言であり，その余の主張を検討するまでもなく，理由がない。不当決定であることは，明白である。

(4) 意見書2（諮問第637号）

法務省は，下記第3の2上段において，個人情報性を示しているが，反対解釈として，氏名等，個人識別部分のみを，マスキングすれば，個人情報性は，失われる。

また，「法的地位」「性向・特質」「処遇状況及び留意事項等」「経過及び特殊性に係る情報等」「個別の処遇基準」については，それだけでは，個人を特定できないものであるし，他の情報と併せても，個人を識別できるものではない。

むしろ，刑事施設内という閉鎖的空間の中で，権力作用が正常に作用しているか示すことの法的利益の方が，不開示のときのおそれに勝つことは明白である。

特定刑事施設での，看守による，拷問殺人は，このような情報が開示

され、外部によるチェックがされていれば、未然に防止できたであろうことは、明白であり、本件不開示は、誤りである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 理由説明書（諮問第615号）

(1) 本件審査請求は、「「指示等」（特定年度 特定刑事施設）（ただし、特定日Aから特定日Dまでの間、特定刑事施設の被収容者を要注意者及び要視察者（自殺、自傷、逃走、暴行、好訴性、その他）に指定し、処遇要領を定めて発出した指示の部分）」の開示請求について、処分庁が、行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定を行ったものに対するものであり、審査請求人は不開示部分のうち、一部の開示を求めていることから、以下、審査請求人が開示を求める部分について、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

#### (2) 不開示情報該当性について

本件対象文書は、特定刑事施設において、特定の被収容者について、処遇要領を定め、これを首席矯正処遇官が職員に対して指示している内規文書であるところ、当該被収容者の氏名等が記載されていることから、全体として当該被収容者の法5条1号本文前段の情報に該当し、同号ただし書イないしハに該当する情報ではない。

次に、審査請求人が開示すべきとしている本件対象文書中の「性向」、 「特質」、 「心身状況等」、 「処遇状況及び留意事項等」、 「特定被収容者に応じて定めた個別の具体的な処遇基準及び居室内所持物品に係る品名」及び「許否状況」について、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、これらが開示された場合、既に指示が発出された日付及び指示の内容が開示されていることに鑑みると、当該被収容者と同時期に収容されていた被収容者等の関係者にとっては、当該被収容者を相当程度特定することが可能となり、当該被収容者の権利利益を害するおそれがあるため、部分開示をすることはできない。

(3) 以上のとおり、原処分は妥当である。

#### 2 理由説明書（諮問第637号）

(1) 本件審査請求は、「「指示等」（特定年度 特定刑事施設）（ただし、特定日Aから特定日Dまでの間、特定刑事施設被収容者を要注意者及び要視察者（自殺、自傷、逃走、暴行、好訴性、ろう絡、変調、その他）に指定し、処遇要領を定めて発出した指示の部分）」の開示請求について、処分庁が、行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定を行ったものに対するものであり、審査請求人は不開示部分のうち、一部の開示を求めていることから、以下、審査請求

人が開示を求める部分について、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

本件対象文書は、特定刑事施設において、特定の被収容者について、処遇要領を定め、これを首席矯正処遇官が職員に対して指示している内規文書であるところ、当該被収容者の氏名等が記載されていることから、当該被収容者に係る内規文書ごとに、全体として当該被収容者に係る法5条1号本文前段の情報に該当し、同号ただし書きないしハに該当する情報ではない。

次に、審査請求人が開示すべきとしている本件対象文書中の「法的地位」、「性向・特質」、「心身状況等」、「処遇状況及び留意事項等」、「具体的言動」、「契機・心情」、「経過及び特殊性に係る情報等」、「特定被収容者に応じて定めた個別の具体的な処遇基準」について、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、これらが開示された場合、既に指示が発出された日付及び指示の内容が開示されていることに鑑みると、当該被収容者と同時期に収容されていた被収容者等の関係者にとっては、当該被収容者を相当程度特定することが可能となり、当該被収容者の権利利益を害するおそれがあるため、部分開示をすることはできない。

(3) 以上のとおり、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成27年（行情）諮問第615号及び同第637号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成27年10月13日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第615号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月27日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第637号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 同年11月6日 審議（平成27年（行情）諮問第615号）
- ⑥ 同月13日 審議（平成27年（行情）諮問第637号）
- ⑦ 同月17日 審査請求人から意見書1を收受
- ⑧ 同月26日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑨ 平成28年4月12日 委員の交代による所要の手續の実施並びに文書1の見分及び審議（平成27年

(行情) 諮問第 6 1 5 号)

⑩ 同月 2 5 日

委員の交代による所要の手續の実施並びに文書 2 の見分及び審議 (平成 2 7 年 (行情) 諮問第 6 3 7 号)

⑪ 同年 5 月 2 4 日

平成 2 7 年 (行情) 諮問第 6 1 5 号及び同第 6 3 7 号の併合並びに審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「「指示等」(特定年度 特定刑事施設) (ただし、特定日 A から特定日 D までの間、特定刑事施設被収容者を要注意者及び要視察者(自殺, 自傷, 逃走, 暴行, 好訴性, ろう絡, 変調, その他)に指定し、処遇要領を定めて発出した指示の部分)」の開示を求めるものであり、処分庁は、法 1 1 条を適用して「開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分」として、文書 1 の一部を法 5 条 1 号に該当するとして不開示とする決定(原処分①)を行い、その後、「残りの行政文書」として、文書 2 の一部を同号に該当するとして不開示とする決定(原処分②)を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙の 2 に掲げる部分(以下「本件不開示部分」という。)の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 諮問第 6 1 5 号

文書 1 は、個人の心身状況等を踏まえ、個人別の処遇基準や要注意者等の指定状況等を定めた文書 8 件から成り、法的地位、氏名、称呼番号、生年月日、入所年月日、事件名、入所歴等、性向、特質、心身状況等、具体的な収容居室、処遇状況及び留意事項等、特定被収容者がじゃっ起した特定事案等の発生日時、発生場所、具体的言動、契機・心情、経過及び特殊性に係る情報等、特定被収容者に応じて定めた個別の具体的な処遇基準及び居室内所持物品に係る品名、許否状況等の記載部分が不開示とされており、このうち、本件不開示部分は、性向、特質、心身状況等、処遇状況及び留意事項等、特定被収容者に応じて定めた個別の具体的な処遇基準及び居室内所持物品に係る品名、許否状況の記載部分である。

#### ア 法 5 条 1 号該当性について

文書 1 には、それぞれ当該被収容者の氏名が記載されていることから、文書ごとに、全体として法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると

認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

イ 法6条2項による部分開示の可否について

本件不開示部分を見分するに、これを公にすると、既に開示されている指示の発出年月日や指定内容等の情報と併せることにより、当該被収容者と同時期に同施設に収容されている者等の関係者等にとっては、当該被収容者をある程度特定することが可能になると認められ、当該被収容者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、部分開示をすることはできない。

(2) 諮問第637号

文書2は、個人の心身状況等を踏まえ、個人別の処遇基準や要注意者等の指定状況等を定めた文書36件から成り、法的地位、氏名、称呼番号、生年月日、入所年月日、事件名、入所歴等、性向・特質、心身状況等、具体的な収容居室、処遇状況及び留意事項等、特定被収容者がじゃっ起した特定事案等の発生日時、発生場所、具体的言動、契機・心情、経過及び特殊性に係る情報等、特定被収容者に応じて定めた個別の具体的な処遇基準及び居室内所持物品に係る品名、許否状況等の記載部分が不開示とされており、このうち、本件不開示部分は、法的地位、性向・特質、心身状況等、処遇状況及び留意事項等、具体的言動、契機・心情、経過及び特殊性に係る情報等、特定被収容者に応じて定めた個別の処遇基準の記載部分である。

ア 法5条1号該当性について

文書2は、上記(1)アと同様の理由で、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、上記(1)アと同様、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

イ 法6条2項による部分開示の可否について

上記(1)イと同様の理由で、部分開示をすることはできない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙

### 1 本件対象文書

#### (1) 文書1 (諮問第615号)

「指示等」(特定年度 特定刑事施設) (ただし, 特定日Aから特定日Bまでの間, 特定刑事施設被収容者を要注意者及び要視察者(自殺, 自傷, 逃走, 暴行, 好訴性, ろう絡, 変調, その他)に指定し, 処遇要領を定めて発出した指示の部分)

#### (2) 文書2 (諮問第637号)

「指示等」(特定年度 特定刑事施設) (ただし, 特定日Cから特定日Dまでの間, 特定刑事施設被収容者を要注意者及び要視察者(自殺, 自傷, 逃走, 暴行, 好訴性, ろう絡, 変調, その他)に指定し, 処遇要領を定めて発出した指示の部分)

### 2 本件不開示部分

#### (1) 文書1について(諮問第615号)

性向, 特質, 心身状況等, 処遇状況及び留意事項等, 特定被収容者に応じて定めた個別の具体的な処遇基準及び居室内所持物品に係る品名, 許否状況の記載部分

#### (2) 文書2について(諮問第637号)

法的地位, 性向・特質, 心身状況等, 処遇状況及び留意事項等, 具体的言動, 契機・心情, 経過及び特殊性に係る情報等及び特定被収容者に応じて定めた個別の処遇基準の記載部分